

矢巾町における人・農地プランの取り組み状況H29.3.7更新分)

地域 番号	プランの主な概要			中心経営体			担い手の 確保状況	将来の農地利用のあり方					農地中間管理機構の活用方針				
	協議の場を設けた 区域の範囲	公表日	直近の 更新日	経営体数				担い手に集 積・集約化	担い手に集 積・集約化	担い手の分散 圏を解消	新規参入を促 進して、新規 参入者に集 積・集約化	耕作放棄地を 解消	その他	地域の農地所 有者は、原則 として農地中 間管理機構に 貸し付け	農業をリタイ ア・経営転換 する人は、原 則として農地 中間管理機構 に貸し付け	担い手の分散 圏を解消する ため利用権を交換 しようとする人 は、原則として 農地中間管理機 構に貸し付け	その他
				法人	個人	集落営農											
12	下赤林	H29.4.20	H29.3.7	1	3	0	十分ではない	○			○		○	○			
13	広宮沢	H29.4.20	H29.3.7	2	3	1	十分ではない	○		○				○			
14	南昌	H29.4.20	H29.3.7	0	2	1	十分ではない	○						○			
20	矢次	H29.4.20	H29.3.7	0	3	1	十分ではない	○	○	○				○			
25	桜屋	H29.4.20	H29.3.7	0	0	1	十分ではない	○						○			

※ 上記については農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項の規定により公表する参考様式2の内容について、一覧にまとめたものです。